

倉吉市基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

倉吉市長 広田 一恭

倉吉市条例第6号

倉吉市基金条例の一部を改正する条例

倉吉市基金条例（平成30年倉吉市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）				別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）			
1 名称	2 設置目的	3 積立	4 運用益の整理又は処理	1 名称	2 設置目的	3 積立	4 運用益の整理又は処理
1～8 略				1～8 略			
9 倉吉市企業立地推進基金	略			9 倉吉市企業立地推進基金	略		
<u>10</u> 倉吉市集落排水事業推進基金	略	略	略	10 倉吉市集落排水事業推進基金	集落排水事業の資金に充てるため	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上してその市基金に積立て
<u>10～16</u> 略				<u>11～17</u> 略			

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。